

## 青森大学不正防止計画推進部署要項

第1 この要項は、青森大学における研究の健全性・公正性及び公的研究費の取扱いに関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、青森大学研究の健全性・公正性及び科学研究費補助金等公的研究費取扱規程第2条の3に規定する、不正防止計画推進部署（以下「推進部署」という。）の組織及び業務について定める。

第2 推進部署の責任者に、学長が指名する副学長をもって充てる。

第3 推進部署の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副学長
- (2) 附属総合研究所所長
- (3) 学部長
- (4) 事務局長
- (5) 学長が指名する教職員

第4 推進部署は、不正行為の防止及び公的研究費等の適正執行のため、学長の監督の下、安全保障輸出管理統括責任者及びコンプライアンス推進責任者が中心となり、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 責任体系の明確化
- (2) 安全保障貿易管理体制を含めた研究等の適正な運営・管理に関わる規程等を含む環境整備
- (3) 研究費の適正な運営・管理活動
- (4) 研究の情報発信・共有化を推進する体制の確立
- (5) モニタリング
- (6) 研究データの保存・開示に係る業務（担当者は推進部署長とする。）

第5 推進部署は、基本方針に基づき、大学全体の不正防止対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

第6 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に明確なものとするとともに、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容とし、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に必要な見直しを行う。

第7 業務を遂行するにあたり、必要に応じ、教職員の意見を聴取するものとする。

第8 推進部署の事務は、事務局が行う。

第9 この要項の改廃は、推進部署が審議し、学長が行う。

### 附 則

この要項は、平成27年2月16日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和3年4月1日から改正施行する。

附 則

この要項は、令和4年3月16日から改正施行する。

附 則

この要項は、令和5年3月29日から改正施行する。

附 則

この要項は、令和7年6月25日から改正施行する。